

令和 6 年 度

千葉県内部統制評価報告書審査意見書

千葉県監査委員

監査調第217号

令和7年9月5日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県監査委員 小倉 明

千葉県監査委員 川口 明浩

千葉県監査委員 實川 隆

千葉県監査委員 坂下 しげき

令和6年度千葉県内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により、令和7年7月7日付け総第446号をもって審査に付された令和6年度千葉県内部統制評価報告書について、次のとおり意見を提出します。

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）に準拠したものである。

令和6年度千葉県内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和6年度千葉県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、知事が作成した報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを、以下の観点から検討を行い審査するものである。

（1）評価手続に係る記載の審査

- ア 内部統制対象事務について網羅的に評価されているか
- イ 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか

（2）評価結果に係る記載の審査

- ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか
- イ 重大な不備は是正されているか

3 審査の実施内容

報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「千葉県監査委員監査基準」及び「令和6年度内部統制評価報告書の審査計画」に基づき、千葉県内部統制基本方針、令和6年度千葉県内部統制評価計画、内部統制推進部局の発出通知、内部統制3様式（作業一覧表、業務全体フロー図及びリスク評価シート）等の関係書類の確認、内部統制推進部局及び評価部局からの聴き取りのほか、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用して審査を行った。

4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 特記事項

(1) 重大な不備について

今回の報告書では、以下の2件について、運用上の重大な不備が認められ、内部統制が有効に運用されていないと判断しており、審査過程で明らかになった事実とその評価を付記する。

① 故意による生活保護費の不適正支給

健康福祉部職員が、所属の決裁を得ないで、一部の被保護世帯に生活保護費を過支給するという不適切な事務処理については、是正措置として、担当職員が決裁を得ずに支給することができない事務処理方法に変更するとともに、関係職員に対し、コンプライアンスについて再度徹底することとしている。

生活保護費の不適正支給額に関して、評価基準日までに、最終的に回収すべき額を決定するまでには至っておらず、今後、精査を進めていくことで回収すべき額の確定、それを踏まえた調定等の会計処理及び請求行為等を実施する予定であることを確認した。

② 条例に基づかない使用料の日割運用

港湾施設用地占用料の算定にあたり、条例では、使用期間が1月未満の場合であっても月額で使用料を徴収することとなっていたにも関わらず、必要な条例改正をしないまま、平成15年3月土木部長発運用通知に基づき、日割計算により使用料を徴収していた。

当該事案については、是正措置として、令和6年度中に条例を改正し、日額の使用料で徴収していた運用実態との乖離を解消するとともに、同種の事案の発生が予見される場合においては、条例の運用に係る通知を発出する際、当該内容が条例と適合しているか、条例改正が必要な内容となっていないか、確認を徹底することとしている。

条例に基づかない日割運用に関して、是正措置として講じた令和6年度中の条例改正により、内部統制の整備上の不備は評価基準日までに解消しているものと判断できる。

いずれの事案についても、このような事態を二度と発生させないよう、講じられた再発防止策等が適切に機能しているか、各所属での自己点検や監察等により十分に検証していただきたい。

また、上記①については、確認作業に担当職員以外の職員を関与させることで再発防止を図っており、一定の牽制効果が期待される。

なお、人的な確認には自ずと限界があることから、システム改修を含めた更なる非違行為の抑止対策も検討していただきたい。

(2) 事務誤りの防止について

令和6年度会計定期監査において、依然として多数の事務手続の誤りが認められた。内部統制上の重大な不備につながることも懸念されることから、今後の制度の運用において、以下の点について、特に留意していただきたい。

ア 入札事務の適正化

複数の所属において、工事の積算誤りや最低制限価格の適用誤り等が散見されていることから、これまでの研修やチェックシートによる確認などの再発防止策が十分に機能していないと考えられる。実際にリスクが発現すると、入札結果や事業進捗への影響など重大な事態となることから、入札事務の適正化のため、実効性の高い更なる改善策が必要である。

イ 財務事務の適正化

多くの所属において、財務事務の誤りが依然として認められており、中には繰り返し同様の誤りが発生している所属も認められた。特に、不備の発生件数が多い支払事務や調定事務などについては、より一層の適正化を進めていく必要がある。

ウ 組織としてのチェック体制等の確立

事務手続の誤りを防止するには、人の目によるチェックのみでは限界があるため、確認・点検作業におけるデジタル技術の活用を進めるなど、効率的なチェック体制等を確立する必要がある。

(3) 重大な不備の判断基準の具体化について

重大な不備の判断に当たっては、リスクの発生範囲や社会的な影響の程度などを踏まえ、総合的に判断することとしているが、県民に説明責任を果たすためには、定量的で具体的な判断基準に基づき、より透明性の高い評価を行う必要がある。

なお、県の業務は多岐にわたり、その特性等も異なることを踏まえた上で、重大な不備の判断基準の具体化について検討していただきたい。

(4) 内部統制制度の定着について

内部統制制度については、これまでの取組により自ら不備を把握し、不備が生じた際は改善・是正を行う一連の対応が浸透するなど、一定程度の定着が見られる。

また、次年度に向けた取組として、発現しやすいリスクに焦点を当てた内部統制への見直しや内部統制3様式の整備負担の軽減を行った。

今後、見直しの効果検証を適宜実施し、内部統制の実効性を高めていく必要がある。

6 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、職員一人一人が、制度の内容や、基本方針、整備・運用方針等について、十分に理解して取り組むことが不可欠である。

内部統制によるリスクマネジメントを有効に機能させるためには、発現した不備の発生原因を正確に把握し、適切な再発防止策を講じるなど、不備の発生を未然に防止する仕組みづくりに組織全体で継続的に取り組む必要がある。

内部統制制度の理解・定着のための効果的な研修の実施や、主務課等の役割の明確化によるリスク発現の低減を図るとともに、発現しやすいリスクに焦点を当てた内部統制への見直しの効果を検証し、実効性のある内部統制体制の確立に努めていただきたい。